

平成 21 年 3 月 31 日

金沢大学学友支援室設置要項

(設置)

第 1 金沢大学（以下「本学」という。）に、本学、本学の前身校及びそれらに附属した学校の卒業生（修了生を含む。以下同じ。）に関する情報の収集、管理、提供等を行うとともに、卒業生相互の連携・協力を推進し、もって本学の運営に資することを目的として、学友支援室を置く。

(業務)

第 2 学友支援室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 卒業生に関する情報の収集、管理及び提供に関すること。
- (2) 卒業生による同窓会、学年会、同好会等（以下「同窓会」という。）に関する情報の収集に関すること。
- (3) 本学と同窓会との連携・協力に関すること。
- (4) 本学の全学同窓会（金沢大学学友会）の組織化に関すること。
- (5) その他卒業生の支援・連携等に関すること。

(組織)

第 3 学友支援室は、室長、室員で組織する。

(室長)

第 4 室長は、学友支援室の業務を総括する。

2 室長は、学長が指名する。

(事務)

第 5 学友支援室の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第 6 この要項に定めるもののほか、学友支援室に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。